

## 第2編教育 宮城大学学生納付金の返還の特例に関する規程

### 公立大学法人宮城大学学生納付金の返還の特例に関する規程

平成29年7月26日

規程第157号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城大学学生納付金規程（規程第46号。以下「学生納付金規程」という。）第7条ただし書の規定により、納付金の返還に関する特例を定めるものとする。

(入学者選抜手数料の返還)

第2条 学生納付金規程第7条ただし書の規程で定める場合は、科目等履修生として入学を志願する者（科目等履修生として在学する者を含む。以下「志願者」という。）が入学者選抜手数料を納付した場合において、当該志願者が履修しようとする全ての科目が大学の責めに帰すべき事由により開講されないこととなり、かつ、当該志願者が当該科目に代わる科目の履修を希望しないときとする。

(委任)

第3条 この規程の施行に関し定めのない事項については、別に定める。 (目的)

附 則 (H29.7.26 第124回理事会)

この規程は、平成29年7月26日から施行し、同年2月13日以後に納付された納付金について適用する。